

平成25年12月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

平成25年12月24日 開会

平成25年12月24日 閉会

宮古地区広域行政組合

平成 2 5 年 1 2 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 員 全 員 協 議 会

平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日（火曜日）

午前 1 1 時 1 0 分開議

議 事 日 程

1 報告事項

（1）議会運営委員会審議結果の報告について

2 協議事項

（1）損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関し議決を求めることについて

3 その他

出席議員（１１名）

１番	坂本	昇君	２番	内館	勝則君
３番	畠山	直人君	４番	黒沢	一成君
５番	中嶋	榮君	６番	工藤	小百合君
７番	野館	泰喜君	８番	宮森	鋭幸君
９番	松本	尚美君	１２番	小松山	久男君
１３番	茂市	敏之君			

欠席議員（２名）

１０番	坂本	正君	１１番	山崎	泰昌君
-----	----	----	-----	----	-----

説明のための出席者

事務局	長	田崎	義孝君
総務課	長	岩田	直司君
施設課	長	鈴木	登志美君
消防	長	野沢	浩二君
消防次長兼消防課	長	及川	誠君
総務課	長	外館	義博君

◎開 会

○議長（茂市敏之君） 出席予定者はおそろいでございますので、ただいまから始めさせていただきます。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（茂市敏之君） ただいまの出席議員は11名であります。これより議員全員協議会を開会いたします。議員の皆さんにお願いがございます。今議会より議員全員協議会、本会議において、質疑は一問一答でお願いいたします。それでは、先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

内館議会運営委員長。

○議会運営委員長（内館勝則君） おはようございます。

それでは、先ほど議会運営委員会が行われましたので、議会運営委員会での審議結果を報告いたします。

議事日程でございますが、初めに諸報告として本年11月13日から11月15日に実施いたしました議員派遣につきまして、その概要を報告いたします。

次に、日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、今回は、1番、坂本昇議員、2番、内館勝則議員を議長が指名いたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は12月24日の1日間ということで本会議に諮って会期を決定します。

日程第3で、議案第1号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

日程第4で、議案第2号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第5で、議案第3号 宮古地区広域行政組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第6で、議案第4号 損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関し議決を求めることについてを議題といたします。

日程第7で、陳情第1号 し尿汲取料金の適正化に関する陳情を議題とし、宮古地区広域行政組合議会会議規則第46条及び第49条の規定により、議会運営委員会に付託いたします。なお、会期が12月24日の1日間ということで、本件については本会議に諮り、継続審査としたいと思います。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（茂市敏之君） 議会運営委員長の報告がありましたが、これについてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関し議決を求めることについて

○議長（茂市敏之君） ないようですので、次に、本日の協議案件は、お手元に配付されております会議次第のとおり 1 件であります。

それでは、損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関し議決を求めることについてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） それでは、午後の本会議に提案をいたします、損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関し議決を求めることについて、をご説明いたしますので、資料ナンバー 2 をご覧いただきたいというふうに思います。

本件は、東日本大震災による東京電力福島原発の事故を受け、当組合が放射線対策のため支出したものについて、東京電力に支払いを求めているところ、一部費用について東京電力が応じないことから、原子力損害賠償紛争解決センターに対し、平成23年度、24年度分の当該額について支払うようあっせんの申立てを行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

当組合が放射線対策のため、平成23年度、24年度に支出いたしました費用は、下の表のとおりでございます。放射性セシウム分析業務委託料、放射線対策に従事した職員人件費等で、合計148万6,335円でございます。

このうち表の左側、賠償の有無の欄の丸印は損害賠償として支払いを受けているものですが、バツ印の欄は東京電力が支払いに応じていないものでございます。応じていない額は、一番下の賠償未済額（あっせん額）のとおり79万6,185円で、この額について支払いのあっせんを求めるものでございます。

このあっせんの申立ては、岩手県始め県内自治体と連携して行うもので、11月29日現在で県内29自治体が申立てる予定としております。なお、この申立てにかかる直接の経費負担はございません。

申立て先の原子力損害賠償紛争解決センターは、今般の東京電力福島原発の事故を受け、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、文部科学省の原子力賠償審査会のもとに設置された公的機関で、被害を受けた方の損害賠償請求について、円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的としているものでございます。

次のページに議案第4号の写しを添付しております。

このうち4のあっせんの申立てに関する方針でございますけれども、あっせんの申立ての日までに東京電力が損害賠償の額の一部の額の支払いに合意した場合には、損害賠償を求める額から当該合意した額を控除した額であっせんを申立てることができるものでございます。

申立ての時期は、本議会の議決を経て来年1月を予定しております。

以上が損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関し議決を求めることについての内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） ただいま事務局より説明がありましたが、これについて何かご質問はございませんか。

坂本議員。

○1番（坂本 昇君） これのあっせんについては分析が主なようですが、その申立てをするときの、直接の被害のほうの関係についてというのは、ここには出てこないものなのか。

○議長（茂市敏之君） 田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 今回の請求については、国や県からの補助によらない当組合での直接の負担分ということで請求をしております。なおもう一度表を見ていただきたいんですけども、賠償のほうの丸印、いわゆる放射性セシウム分析業務委託、これについては支払いに応じているということでございます。東京電力が支払いに応じていない部分は、平成23年度は計測等放射線対策に従事した職員人件費、これが13万3,471円、それから平成24年度分は同様に一番下、放射線対策に従事した職員人件費として64万2,867円、それからその1つ上の放射性物質対策等関連旅費の1万9,840円ということで、セシウムの分析業務については支払いもしていると。一方で、人件費のほうは支払いに応じていないということでございます。

○議長（茂市敏之君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですが、これについてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） その他でございますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（茂市敏之君） ないので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時19分閉会
